

I 町村長・議会議員等の報酬（給料）及び旅費に関する調べ

1 報酬（給料）

（単位：円）

郡・町村名	町 村 長		副 町 村 長		教 育 長		議 長		副 議 長		議 員		備 考	
	条 例 額	減額条 適用後												
下城益郡 美里町	771,000		578,000		532,000		308,000		255,000		239,000			
玉名郡	玉東町	666,000		545,000		508,000		315,000		260,000		236,000		
	和水町	791,000	632,800	581,000	522,900	536,000		326,000		269,000		245,000		
	南関町	790,000	750,000	574,000	545,000	524,000	497,000	300,000 ※	315,000	248,000 ※	260,000	225,000 ※	236,000 ※	※議員については、増額条 例を適用。
	長洲町	750,000		550,000		500,000		334,000		276,000		251,000		
菊池郡	大津町	747,000	597,600	593,000	533,700	542,000		332,000		273,900		249,000		
	菊陽町	747,000		593,000		542,000		332,000		273,900		249,000		
阿蘇郡	南小国町	660,000		489,000		453,000		264,000		217,000		198,000		
	小国町	784,000				535,000		309,000		254,000		234,000		
	産山村	650,000	620,000			490,000	480,000	260,000		213,000		194,000		
	高森町	726,300		545,900		509,600		290,500		239,600		217,800		
	南阿蘇村	763,000		580,000		530,000		310,000		256,000		233,000		
	西原村	683,000		509,000		478,000		272,000		225,000		205,000		
上益城郡	御船町	706,900		548,700		501,000		317,700		262,300		237,900		
	嘉島町	742,600		556,600		527,800		297,000		245,100		222,800		
	益城町	832,400		625,000		571,300		332,900		274,700		249,700		
	甲佐町	792,600	713,300	594,400		554,500		316,500		261,200		237,900		
	山都町	793,900		595,400		545,600		316,300		260,600		237,600		

1 報酬（給料）

（単位：円）

郡・町村名	町 村 長		副 町 村 長		教 育 長		議 長		副 議 長		議 員		備 考
	条 例 額	減額条 例適用後											
八代郡 氷川町	745,000				533,000		308,000		254,000		231,000		
葦北郡	芦北町	798,000		603,000		543,000		325,000		268,000		244,000	
	津奈木町	730,000		554,000		511,000		306,000		252,000		230,000	
球磨郡	錦町	764,000		588,000		530,000		304,100		251,300		228,400	
	あさぎり町	787,000	633,000	605,000	547,000	535,000	511,000	316,000		261,000		237,000	
	多良木町	749,000		597,000		527,000		310,000		255,000		232,000	
	湯前町	777,000		603,000		530,000		298,000		246,000		225,000	
	水上村	739,000		573,000		504,000		296,000		244,000		222,000	
	相良村	606,000		566,000		506,000		300,000		250,000		230,000	
	五木村	676,000		534,000		480,000		227,000 ※		187,000 ※		170,000 ※	※定額報酬額（成果報酬制度を導入し、定額報酬と成果報酬とする。成果報酬は、評価を5段階に分け、年度末に手当として支給する。）
	山江村	740,000		568,000		509,000		289,000		238,000		216,000	
	球磨村	745,000		572,000		513,000		298,000		245,000		223,000	
天草郡 苓北町	682,200		529,200		493,800		272,700		225,000		205,200		
県内平均	739,835	720,129	569,650	562,350	519,181	517,213	302,668	303,152	249,697	250,084	227,590	227,945	

2 旅費

(1) 町村長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
下益城郡 美里町	37	2,400	2,400 ※	13,100	11,800		1,700	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。	
玉名郡	玉東町	37	2,600	2,600	13,100	11,800		2,600	実費	
	和水町	37	2,600 ※	2,600 ※	13,100	11,800		2,600	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	南関町	37	2,200		13,200	11,800		2,700	実費	
	長洲町	37	2,600 ※	2,600	13,100	11,800		2,600	実費	※九州外の旅行 3,600円(荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の旅行については支給しない。)
菊池郡	大津町	37	2,600 ※	2,600 ※	13,100	13,100			実費	※九州管内の旅行で宿泊を要しない場合は支給しない。
	菊陽町	37	2,600 ※1	2,600 ※1	13,100	13,100			実費 ※2	※1 九州内における宿泊を要しない旅行には支給しない。 ※2 バックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
阿蘇郡	南小国町	35 ※	1,000	1,000	12,000	10,000			実費	※1km35円または実費。
	小国町	30	1,000 ※	1,000 ※	12,000	10,000	10,000		実費	別途、行動費(沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際に支給)として1日につき2,000円を支給する。 ※阿蘇市、産山村、大分県日田市、玖珠町、九重町への出張では、支給しない。
	産山村	30	1,000 ※	1,000 ※	12,000	10,000			実費	東京都内1日につき行動費2,000円。 ※阿蘇郡市、大分県竹田市への旅行については支給しない。
	高森町	37	2,600 ※	1,000 ※	12,000	11,000			実費	※阿蘇郡市内全域及び近隣市町村には支給しない。
	南阿蘇村	35	2,500	2,000 ※1	12,000	12,000 ※2			実費 ※3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域はなし。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給。 ※2 熊本県内は10,000円。 ※3 格安バックを利用した場合の航空賃の算出方法は、バック料金から1泊につき宿泊料定額の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3			実費	※1 1km37円または実費。 ※2 九州管内で宿泊を要しない場合は支給しない。ただし、条例の別表に掲げる地域に旅行し、宿泊を要する場合は、半額とする。 ※3 甲は県内、乙は県外。

(1) 町村長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	35	2,200 ※	2,200 ※	14,500	14,000		2,000	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町	35	2,200	2,200 ※	14,000	13,000		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	益城町	37	2,400	2,400	14,100	13,200			実費	
	甲佐町	37	2,200 ※	2,200 ※	14,000	13,000			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	山都町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,000	12,000			実費	※上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。町内は支給なし。
八代郡	氷川町	37	2,300	1,150 ※	11,900	10,800		2,300	実費	※八代市(泉町を除く)・宇城市・宇土市については支給しない。
葦北郡	芦北町	37	3,000	1,500	14,800	13,300		3,000	実費	
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※往復で鉄道80km未満、水路50km未満、陸路25km未満は、2分の1の額とする。
球磨郡	錦町	37	1,000 ※	1,000 ※	13,000	11,000			実費	政令指定都市及び東京都滞在(1日当たり)4,000円。 ※公用車使用時は半額。
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000 ※3		2,200	実費	※1 公用車使用の場合は支給しない。 ※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない。 ※3 東京都及び政令指定都市13,000円、県外12,000円、県内10,000円。
	多良木町	37	1,000 ※1	1,000	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円 ※2 県内 12,000円
	湯前町	37	1,000	1,000	実費 ※	実費 ※	実費 ※	2,500	実費	※甲地方(東京都及び政令指定都市)14,000円、乙地方(県外)12,000円、県内10,000円をそれぞれ限度とする実費額。
	水上村	37	1,000	1,000	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円
	相良村	20	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費	
	五木村	30		※	12,000	10,000	4,500		実費	※自宅から役場までの距離により変化。 5km未満:2,500円、10km未満:2,700円、15km未満:2,900円、15km以上:3,100円
	山江村	30	2,200	2,000	13,000	11,000			実費	
球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費		
天草郡	苓北町	37	2,400 ※	2,400 ※	13,300	11,700			実費	※会議出席の場合は1,000円。

(2) 副町村長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
下益城郡 美里町	37	2,400	2,400 ※	13,100	11,800		1,700	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。	
玉名郡	玉東町	37	2,200	2,200	10,900	9,800		2,200	実費	
	和水町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	南関町	37	1,800		11,100	10,000		2,300	実費	
	長洲町	37	2,400 ※	2,400	12,000	10,800		2,400	実費	※九州外の旅行 3,300円(荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の旅行については支給しない。)
菊池郡	大津町	37	2,600 ※	2,600 ※	13,100	13,100			実費	※九州管内の旅行で宿泊を要しない場合は支給しない。
	菊陽町	37	2,600 ※1	2,600 ※1	13,100	13,100			実費 ※2	※1 九州内における宿泊を要しない旅行には支給しない。 ※2 バックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
阿蘇郡	南小国町	35 ※	1,000	1,000	12,000	10,000			実費	※1km35円または実費。
	小国町									
	産山村									
	高森町	37	2,600 ※	1,000 ※	12,000	11,000			実費	※阿蘇郡市内全域及び近隣市町村には支給しない。
	南阿蘇村	35	2,500	2,000 ※1	12,000	12,000 ※2			実費 ※3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域はなし。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給。 ※2 熊本県内は10,000円。 ※3 格安パックを利用した場合の航空賃の算出方法は、バック料金から1泊につき宿泊料定額の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3			実費	※1 1km37円または実費。 ※2 九州管内で宿泊を要しない場合は支給しない。ただし、条例の別表に掲げる地域に旅行し、宿泊を要する場合は、半額とする。 ※3 甲は県内、乙は県外。	

(2) 副町村長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	35	2,000 ※	2,000 ※	14,000	13,500		1,800	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町	35	2,100	2,100 ※	13,500	12,500		2,100	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	益城町	37	2,300	2,300	13,600	12,700			実費	
	甲佐町	37	2,000 ※	2,000 ※	13,500	12,500			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	山都町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,000	12,000			実費	※上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。町内は支給なし。
八代郡	氷川町									
葦北郡	芦北町	37	2,600	1,300	13,100	11,800		2,600	実費	
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※往復で鉄道80km未満、水路50km未満、陸路25km未満は、2分の1の額とする。
球磨郡	錦町	37	1,000 ※	1,000 ※	13,000	11,000			実費	政令指定都市及び東京都滞在(1日当たり)4,000円。 ※公用車使用時は半額。
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000 ※3		2,200	実費	※1 公用車使用の場合は支給しない。 ※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない。 ※3 東京都及び政令指定都市13,000円、県外12,000円、県内10,000円。
	多良木町	37	1,000 ※1	1,000	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円 ※2 県内 12,000円
	湯前町	37	1,000	1,000	実費 ※	実費 ※	実費 ※	2,500	実費	※甲地方(東京都及び政令指定都市)14,000円、乙地方(県外)12,000円、県内10,000円をそれぞれ限度とする実費額。
	水上村	37	1,000	1,000	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円
	相良村	20	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費	
	五木村	30		※	12,000	10,000	4,500		実費	※自宅から役場までの距離により変化。 5km未満:2,500円、10km未満:2,700円、15km未満:2,900円、15km以上:3,100円
	山江村	30	2,200	2,000	13,000	11,000			実費	
	球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費	
天草郡	苓北町	37	2,000 ※	2,000 ※	11,500	10,300			実費	※会議出席の場合は1,000円。

(3) 教育長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
下益城郡 美里町	37	2,400	2,400 ※	13,100	11,800		1,700	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。	
玉名郡	玉東町	37	2,200	2,200	10,900	9,800		2,200	実費	
	和水町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	南関町	37	1,800		11,100	10,000		2,300	実費	
	長洲町	37	2,400 ※	2,400	12,000	10,800		2,400	実費	※九州外の旅行 3,300円(荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の旅行については支給しない。)
菊池郡	大津町	37	2,600 ※	2,600 ※	13,100	13,100			実費	※九州管内の旅行で宿泊を要しない場合は支給しない。
	菊陽町	37	2,600 ※1	2,600 ※1	13,100	13,100			実費 ※2	※1 九州内における宿泊を要しない旅行には支給しない。 ※2 バックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
阿蘇郡	南小国町	35 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	12,000	10,000			実費	※1 1km35円または実費。 ※2 隣接市町村に出張の場合は支給しない。
	小国町	30	1,000 ※	1,000 ※	12,000	10,000	10,000		実費	別途、行動費(沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際に支給)として1日につき2,000円を支給する。 ※阿蘇市、産山村、大分県日田市、玖珠町、九重町への出張では、支給しない。
	産山村	30	1,000 ※	1,000 ※	12,000	10,000			実費	東京都内1日につき行動費2,000円。 ※阿蘇郡市、大分県竹田市への旅行については支給しない。
	高森町	37	2,600 ※	1,000 ※	12,000	11,000			実費	※阿蘇郡市内全域及び近隣市町村には支給しない。
	南阿蘇村	35	2,500	2,000 ※1	12,000	12,000 ※2			実費 ※3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域はなし。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給。 ※2 熊本県内は10,000円。 ※3 格安バックを利用した場合の航空賃の算出方法は、バック料金から1泊につき宿泊料定額の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3			実費	※1 1km37円または実費。 ※2 九州管内で宿泊を要しない場合は支給しない。ただし、条例の別表に掲げる地域に旅行し、宿泊を要する場合は、半額とする。 ※3 甲は県内、乙は県外。	

(3) 教育長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	35	2,000 ※	2,000 ※	14,000	13,500		1,800	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町	35	2,100	2,100 ※	13,500	12,500		2,100	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	益城町	37	2,300 ※	2,300 ※	13,600	12,700			実費	※陸路25km以上50km未満で2分の1相当、25km未満は支給しない。
	甲佐町	37	2,000 ※	2,000 ※	13,500	12,500			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	山都町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,000	12,000			実費	※上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。町内は支給なし。
八代郡	氷川町	37	2,200	1,100 ※	11,400	10,300		2,200	実費	※八代市(泉町を除く)・宇城市・宇土市については支給なし。
葦北郡	芦北町	37	2,600	1,300	13,100	11,800		2,600	実費	
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※往復で鉄道80km未満、水路50km未満、陸路25km未満は、2分の1の額とする。
球磨郡	錦町	37	1,000 ※	1,000 ※	12,000	10,000			実費	政令指定都市及び東京都滞在(1日当たり)4,000円。 ※公用車使用時は半額。
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000 ※3		2,200	実費	※1 公用車使用の場合は支給しない。 ※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない。 ※3 東京都及び政令指定都市13,000円、県外12,000円、県内10,000円。
	多良木町	37	1,000 ※1	1,000	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円 ※2 県内 12,000円
	湯前町	37	1,000	1,000	実費 ※	実費 ※	実費 ※	2,500	実費	※甲地方(東京都及び政令指定都市)14,000円、乙地方(県外)12,000円、県内10,000円をそれぞれ限度とする実費額。
	水上村	37	1,000	1,000	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円
	相良村	20	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費	
	五木村	30		※	12,000	10,000	4,500		実費	※自宅から役場までの距離により変化。 5km未満:2,500円、10km未満:2,700円、15km未満:2,900円、15km以上:3,100円
	山江村	30	2,200	2,000	13,000	11,000			実費	
球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費		
天草郡	苓北町	37	2,000 ※	2,000 ※	11,500	10,300			実費	※会議出席の場合は1,000円。

(4) 議長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
下益城郡 美里町	37	2,400 ※	2,400 ※	13,100	11,800		1,700	実費	※往復20km以上の地域。20km未満については1,200円。	
玉名郡	玉東町	37	2,600	2,600	13,100	11,800		2,600	実費	
	和水町	37	2,600 ※	2,600 ※	13,100	11,800		2,600	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	南関町	37	2,200		13,200	11,800		2,700	実費	
	長洲町	37	2,600 ※	2,600 ※	13,100	11,800		2,600	実費	※九州外の旅行 3,600円。また、鉄道100km未満、水路50km未満また陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する。
菊池郡	大津町	37	2,600	2,600	13,100	13,100			実費	
	菊陽町	37	2,600	2,600 ※1	13,100	13,100			実費 ※2	※1 熊本県内に旅行する場合には支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除く。 ※2 パックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
阿蘇郡	南小国町	35 ※	1,000	1,000	12,000	10,000			実費	※1km35円または実費。
	小国町	30	1,000	1,000	12,000	10,000	10,000		実費	別途、行動費(沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際に支給)として1日につき2,000円を支給する。
	産山村	30	1,000 ※	1,000 ※	12,000	10,000			実費	東京都内1日につき行動費2,000円。 ※阿蘇郡市、大分県竹田市への旅行については支給しない。
	高森町	37	2,600 ※	1,000 ※	12,000	11,000			実費	※阿蘇郡市内全域及び近隣市町村には支給しない。
	南阿蘇村	35	2,500	2,000 ※1	12,000	12,000 ※2			実費 ※3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域はなし。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給。 ※2 熊本県内は10,000円。 ※3 格安パックを利用した場合の航空賃の算出方法は、パック料金から1泊につき宿泊料定額の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3			実費	※1 1km37円または実費。 ※2 議員が4時間以内の村議会及び委員会等に出席した場合は、半額とする。 ※3 甲は県内、乙は県外。	

(4) 議長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	35	2,200 ※	2,200 ※	14,500	14,000		2,000	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町	35	2,200	2,200 ※	14,000	13,000		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	益城町	37	2,400	2,400	14,100	13,200			実費	
	甲佐町	37	2,200 ※	2,200 ※	14,000	13,000			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	山都町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,000	12,000			実費	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。
八代郡	氷川町	37	2,300	1,150	11,900	10,800		2,300	実費	
葦北郡	芦北町	37	2,600	1,300	14,800	13,300		2,600	実費	
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※往復で鉄道80km未満、水路50km未満、陸路25km未満は、2分の1の額とする。
球磨郡	錦町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,000	11,000			実費	政令指定都市及び東京都滞在(1日当たり)4,000円。 ※公用車使用時は半額。
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000 ※3		2,200	実費	※1 公用車使用の場合は支給しない。 ※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない。 ※3 東京都及び政令指定都市13,000円、県外12,000円、県内10,000円。
	多良木町	37	1,500 ※1	1,500	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円 ※2 県内 12,000円
	湯前町	37	1,600	1,600	実費 ※	実費 ※	実費 ※	2,500	実費	※甲地方(東京都及び政令指定都市)14,000円、乙地方(県外)12,000円、県内10,000円をそれぞれ限度とする実費額。
	水上村	37	1,600	1,600	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円
	相良村	20	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費	
	五木村	30		※	※	12,000	10,000	4,500	実費	※自宅から役場までの距離により変化。 県内(5km未満:1,500円、10km未満:1,700円、15km未満:1,900円、15km以上:2,100円) 県外(5km未満:2,500円、10km未満:2,700円、15km未満:2,900円、15km以上:3,100円)
	山江村	30	2,200	2,000	13,000	11,000			実費	
球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費		
天草郡	苓北町	37	2,400 ※	2,400 ※	13,300	11,700			実費	※会議出席の場合は1,000円。

(5) 副議長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
下益城郡 美里町	37	2,400 ※	2,400 ※	13,100	11,800		1,700	実費	※往復20km以上の地域。20km未満については1,200円。	
玉名郡	玉東町	37	2,200	2,200	10,900	9,800		2,200	実費	
	和水町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	南関町	37	1,800		11,100	10,000		2,300	実費	
	長洲町	37	2,400 ※	2,400 ※	12,000	10,800		2,400	実費	※九州外の旅行 3,300円。また、鉄道100km未満、水路50km未満また陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する。
菊池郡	大津町	37	2,600	2,600	13,100	13,100			実費	
	菊陽町	37	2,600	2,600 ※1	13,100	13,100			実費 ※2	※1 熊本県内に旅行する場合には支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除く。 ※2 パックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
阿蘇郡	南小国町	35 ※	1,000	1,000	12,000	10,000			実費	※1km35円または実費。
	小国町	30	1,000	1,000	12,000	10,000	10,000		実費	別途、行動費(沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際に支給)として1日につき2,000円を支給する。
	産山村	30	1,000 ※	1,000 ※	12,000	10,000			実費	東京都内1日につき行動費2,000円。 ※阿蘇郡市、大分県竹田市への旅行については支給しない。
	高森町	37	2,600 ※	1,000 ※	12,000	11,000			実費	※阿蘇郡市内全域及び近隣市町村には支給しない。
	南阿蘇村	35	2,500	2,000 ※1	12,000	12,000 ※2			実費 ※3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域はなし。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給。 ※2 熊本県内は10,000円。 ※3 格安パックを利用した場合の航空賃の算出方法は、パック料金から1泊につき宿泊料定額の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3			実費	※1 1km37円または実費。 ※2 議員が4時間以内の村議会及び委員会等に出席した場合は、半額とする。 ※3 甲は県内、乙は県外。	

(5) 副議長

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
上益城郡	御船町	35	2,200 ※	2,200 ※	14,500	14,000		2,000	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町	35	2,200	2,200 ※	14,000	13,000		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	益城町	37	2,400	2,400	14,100	13,200			実費	
	甲佐町	37	2,200 ※	2,200 ※	14,000	13,000			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	山都町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,000	12,000			実費	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。
八代郡	氷川町	37	2,300	1,150	11,900	10,800		2,300	実費	
葦北郡	芦北町	37	2,200	1,100	13,100	11,800		2,200	実費	
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※往復で鉄道80km未満、水路50km未満、陸路25km未満は、2分の1の額とする。
球磨郡	錦町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,000	11,000			実費	政令指定都市及び東京都滞在(1日当たり)4,000円。 ※公用車使用時は半額。
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000 ※3		2,200	実費	※1 公用車使用の場合は支給しない。 ※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない。 ※3 東京都及び政令指定都市13,000円、県外12,000円、県内10,000円。
	多良木町	37	1,500 ※1	1,500	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円 ※2 県内 12,000円
	湯前町	37	1,600	1,600	実費 ※	実費 ※	実費 ※	2,500	実費	※甲地方(東京都及び政令指定都市)14,000円、乙地方(県外)12,000円、県内10,000円をそれぞれ限度とする実費額。
	水上村	37	1,600	1,600	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円
	相良村	20	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費	
	五木村	30		※	※	12,000	10,000	4,500	実費	※自宅から役場までの距離により変化。 県内(5km未満:1,500円、10km未満:1,700円、15km未満:1,900円、15km以上:2,100円) 県外(5km未満:2,500円、10km未満:2,700円、15km未満:2,900円、15km以上:3,100円)
	山江村	30	2,200	2,000	13,000	11,000			実費	
球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費		
天草郡	苓北町	37	2,400 ※	2,400 ※	13,300	11,700			実費	※会議出席の場合は1,000円。

(6) 議員

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
下益城郡 美里町	37	2,400 ※	2,400 ※	13,100	11,800		1,700	実費	※往復20km以上の地域。20km未満については1,200円。	
玉名郡	玉東町	37	2,200	2,200	10,900	9,800		2,200	実費	
	和水町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	南関町	37	1,800		11,100	10,000		2,300	実費	
	長洲町	37	2,400 ※	2,400 ※	12,000	10,800		2,400	実費	※九州外の旅行 3,300円。また、鉄道100km未満、水路50km未満また陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する。
菊池郡	大津町	37	2,600	2,600	13,100	13,100			実費	
	菊陽町	37	2,600	2,600 ※1	13,100	13,100			実費 ※2	※1 熊本県内に旅行する場合には支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除く。 ※2 パックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
阿蘇郡	南小国町	35 ※	1,000	1,000	12,000	10,000			実費	※1km35円または実費。
	小国町	30	1,000	1,000	12,000	10,000	10,000		実費	別途、行動費(沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際に支給)として1日につき2,000円を支給する。
	産山村	30	1,000 ※	1,000 ※	12,000	10,000			実費	東京都内1日につき行動費2,000円。 ※阿蘇郡市、大分県竹田市への旅行については支給しない。
	高森町	37	2,600 ※	1,000 ※	12,000	11,000			実費	※阿蘇郡市内全域及び近隣市町村には支給しない。
	南阿蘇村	35	2,500	2,000 ※1	12,000	12,000 ※2			実費 ※3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域はなし。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給。 ※2 熊本県内は10,000円。 ※3 格安パックを利用した場合の航空賃の算出方法は、パック料金から1泊につき宿泊料定額の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3			実費	※1 1km37円または実費。 ※2 議員が4時間以内の村議会及び委員会等に出席した場合は、半額とする。 ※3 甲は県内、乙は県外。	

(6) 議員

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考		
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内					
上益城郡	御船町	35	2,200 ※	2,200 ※	14,500	14,000		2,000	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。	
	嘉島町	35	2,200	2,200 ※	14,000	13,000		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。	
	益城町	37	2,400	2,400	14,100	13,200			実費		
	甲佐町	37	2,200 ※	2,200 ※	14,000	13,000			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。	
	山都町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,000	12,000			実費	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。	
八代郡	氷川町	37	2,300	1,150	11,900	10,800		2,300	実費		
葦北郡	芦北町	37	2,200	1,100	13,100	11,800		2,200	実費		
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※往復で鉄道80km未満、水路50km未満、陸路25km未満は、2分の1の額とする。	
球磨郡	錦町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,000	11,000			実費	政令指定都市及び東京都滞在(1日当たり)4,000円。 ※公用車使用時は半額。	
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000 ※3		2,200	実費	※1 公用車使用の場合は支給しない。 ※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない。 ※3 東京都及び政令指定都市13,000円、県外12,000円、県内10,000円。	
	多良木町	37	1,500 ※1	1,500	14,000	13,000 ※2	7,000	6,700	実費	※1 九州外 2,000円 ※2 県内 12,000円	
	湯前町	37	1,600	1,600	実費 ※	実費 ※	実費 ※	2,500	実費	※甲地方(東京都及び政令指定都市)14,000円、乙地方(県外)12,000円、県内10,000円をそれぞれ限度とする実費額。	
	水上村	37	1,600	1,600	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円	
	相良村	20	1,200	1,200	12,000	10,000	5,000		実費		
	五木村	30		※	※	12,000	10,000	4,500		実費	※自宅から役場までの距離により変化。 県内(5km未満:1,500円、10km未満:1,700円、15km未満:1,900円、15km以上:2,100円) 県外(5km未満:2,500円、10km未満:2,700円、15km未満:2,900円、15km以上:3,100円)
	山江村	30	2,200	2,000	13,000	11,000			実費		
球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費			
天草郡	苓北町	37	2,400 ※	2,400 ※	13,300	11,700			実費	※会議出席の場合は1,000円。	

(7) 3級以上の職務にある者

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
美里町	37	2,200	2,200 ※	11,000	10,500		1,500	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。	
玉名郡	玉東町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	和水町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	南関町	37	1,700		10,900	9,800		2,200	実費	
	長洲町	37	2,200 ※	2,200	10,900	9,800		2,200	実費	※九州外の旅行 3,000円(荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の旅行については支給しない。)
菊池郡	大津町	37	2,200		10,900	10,900			実費	
	菊陽町	37	2,200	2,200 ※1	10,900	10,900		2,200	実費 ※2	※1 熊本県内に旅行する場合には支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除く。 ※2 バックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
阿蘇郡	南小国町	35 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	12,000	10,000			実費	※1 1km35円または実費 ※2 隣接市町村に出張の場合は支給しない。
	小国町	30	1,000 ※	1,000 ※	12,000	10,000	10,000		実費	別途、行動費(沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際に支給)として1日につき2,000円を支給する。 ※阿蘇市、産山村、大分県日田市、玖珠町、九重町への出張では、支給しない。
	産山村	30	1,000 ※	1,000 ※	12,000	10,000			実費	東京都内1日につき行動費2,000円。 ※阿蘇郡市、大分県竹田市への旅行については支給しない。
	高森町	37	2,400 ※	1,000 ※	12,000	11,000			実費	※阿蘇郡市内全域及び近隣市町村には支給しない。
	南阿蘇村	35	2,500	2,000 ※1	12,000	12,000 ※2			実費 ※3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域はなし。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給。 ※2 熊本県内は10,000円。 ※3 格安パックを利用した場合の航空賃の算出方法は、バック料金から1泊につき宿泊料定額の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3			実費	※1 1km35円または実費。 ※2 別表に掲げる地域に旅行する場合は支給しない。ただし、条例の別表に掲げる地域に旅行し、宿泊を要する場合は半額とする。 ※3 甲は県内、乙は県外。	

(7) 3級以上の職務にある者

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
上 益 城 郡	御船町	35	1,900 ※	1,900 ※	13,500	13,000		1,500	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町	35	2,000	2,000 ※	13,000	12,000		2,000	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	益城町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,000	12,000			実費	※陸路25km以上50km未満で2分の1相当、25km未満は支給しない。
	甲佐町	37	1,500 ※	1,500 ※	13,000	12,000			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	山都町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,000	12,000			実費	※上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。町内は支給なし。
八代郡	氷川町	37	2,100	1,050 ※	10,900	9,800		2,100	実費	※八代市(泉町を除く)・宇城市・宇土市については支給なし。
葦北郡	芦北町	37	2,200	1,100	13,100	11,800		2,200	実費	
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※往復で鉄道80km未満、水路50km未満、陸路25km未満は、2分の1の額とする。
球 磨 郡	錦町	37	1,000 ※	1,000 ※	12,000	10,000			実費	政令指定都市及び東京都滞在(1日当たり)4,000円。 ※公用車使用時は半額。
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000 ※3		2,200	実費	※1 公用車使用の場合は支給しない。 ※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない。 ※3 東京都及び政令指定都市13,000円、県外12,000円、県内10,000円。
	多良木町	37	1,000 ※1	1,000	14,000	13,000 ※2	7,000	5,800	実費	※1 九州外 2,000円 ※2 県内 12,000円
	湯前町	37	1,000	1,000	実費 ※	実費 ※	実費 ※	2,500	実費	※甲地方(東京都及び政令指定都市)14,000円、乙地方(県外)12,000円、県内10,000円をそれぞれ限度とする実費額。
	水上村	37	1,000	1,000	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円
	相良村	20 ※1	1,200	1,200 ※2	12,000	10,000	5,000		実費	※1 公用車使用及び球磨郡、人吉市の出張時には支給しない。 ※2 球磨郡、人吉市出張時は支給しない。
	五木村	30		※	12,000	10,000	4,500		実費	※自宅から役場までの距離により変化。 5km未満:2,500円、10km未満:2,700円、15km未満:2,900円、15km以上:3,100円
	山江村	30	2,100	1,000	13,000	11,000			実費	
	球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費	
大草郡	苓北町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	9,800			実費	※会議出席の場合は1,000円。

(8) 2級～1級の職務にある者

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)		宿泊料 (一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
美里町	37	2,200	2,200 ※	11,000	10,500		1,500	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。	
玉名郡	玉東町	37	1,900 ※	1,900 ※	10,900	9,800		1,900	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	和水町	37	2,200 ※	2,200 ※	10,900	9,800		2,200	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	南関町	37	1,400		9,800	8,800		1,900	実費	
	長洲町	37	1,900 ※	1,900	10,000	8,800		1,900	実費	※九州外の旅行 2,500円(荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の旅行については支給しない。)
菊池郡	大津町	37	2,200		10,900	10,900			実費	
	菊陽町	37	2,200	2,200 ※1	10,900	10,900		2,200	実費 ※2	※1 熊本県内に旅行する場合には支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除く。 ※2 バックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
阿蘇郡	南小国町	35 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	12,000	10,000			実費	※1 1km35円または実費。 ※2 隣接市町村に出張の場合は支給しない。
	小国町	30	1,000 ※	1,000 ※	12,000	10,000	10,000		実費	別途、行動費(沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際に支給)として1日につき2,000円を支給する。 ※阿蘇市、産山村、大分県日田市、玖珠町、九重町への出張では、支給しない。
	産山村	30	1,000 ※	1,000 ※	12,000	10,000			実費	東京都内1日につき行動費2,000円。 ※阿蘇郡市、大分県竹田市への旅行については支給しない。
	高森町	37	2,400 ※	1,000 ※	12,000	11,000			実費	※阿蘇郡市内全域及び近隣市町村には支給しない。
	南阿蘇村	35	2,500	2,000 ※1	12,000	12,000 ※2			実費 ※3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域はなし。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給。 ※2 熊本県内は10,000円。 ※3 格安バックを利用した場合の航空賃の算出方法は、バック料金から1泊につき宿泊料定額の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3			実費	※1 1km35円または実費。 ※2 別表に掲げる地域に旅行する場合は支給しない。ただし、条例の別表に掲げる地域に旅行し、宿泊を要する場合は半額とする。 ※3 甲は県内、乙は県外。	

(8) 2級～1級の職務にある者

(単位：円)

郡・町村名	車賃 (1kmにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(一夜につき)			食卓料	航空賃	備考	
		県外	県内	甲地方	乙地方	町村の区域内				
上 益 城 郡	御船町	35	1,900 ※	1,900 ※	13,500	13,000		1,500	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町	35	2,000	2,000 ※	13,000	12,000		2,000	実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	益城町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,000	12,000			実費	※陸路25km以上50km未満で2分の1相当、25km未満は支給しない。
	甲佐町	37	1,500 ※	1,500 ※	13,000	12,000			実費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	山都町	37	2,200 ※	2,200 ※	13,000	12,000			実費	※上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。町内は支給なし。
八代郡	氷川町	37	2,100	1,050 ※	10,900	9,800		2,100	実費	※八代市(泉町を除く)・宇城市・宇土市については支給なし。
葦北郡	芦北町	37	2,000	1,000	10,900	9,800		2,000	実費	
	津奈木町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	10,900		2,200	実費	※往復で鉄道80km未満、水路50km未満、陸路25km未満は、2分の1の額とする。
球 磨 郡	錦町	37	1,000 ※	1,000 ※	12,000	10,000			実費	政令指定都市及び東京都滞在(1日当たり)4,000円。 ※公用車使用時は半額。
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000 ※3		2,200	実費	※1 公用車使用の場合は支給しない。 ※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない。 ※3 東京都及び政令指定都市13,000円、県外12,000円、県内10,000円。
	多良木町	37	1,000 ※1	1,000	14,000	13,000 ※2	7,000	5,800	実費	※1 九州外 2,000円 ※2 県内 12,000円
	湯前町	37	1,000	1,000	実費 ※	実費 ※	実費 ※	2,500	実費	※甲地方(東京都及び政令指定都市)14,000円、乙地方(県外)12,000円、県内10,000円をそれぞれ限度とする実費額。
	水上村	37	1,000	1,000	12,000 ※	10,000			実費	※東京都 14,000円
	相良村	20 ※1	1,200	1,200 ※2	12,000	10,000	5,000		実費	※1 公用車使用及び球磨郡、人吉市の出張時には支給しない。 ※2 球磨郡、人吉市出張時は支給しない。
	五木村	30		※	12,000	10,000	4,500		実費	※自宅から役場までの距離により変化。 5km未満:2,500円、10km未満:2,700円、15km未満:2,900円、15km以上:3,100円
	山江村	30	2,100	1,000	13,000	11,000			実費	
	球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実費	
大草郡	苓北町	37	2,000 ※	2,000 ※	10,900	9,800			実費	※会議出席の場合は1,000円。

Ⅱ 町村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する調べ

(1) 教育委員会

(単位：円)

郡・町村名	報 酬 額						費 用 弁 償 (日 当 額)		備 考
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		委員長	委員	
	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員			
下益城郡 美里町	163,000	141,000					2,000 ※	2,000 ※	※半日の場合1,000円。
玉名郡	玉東町				6,000	5,800	1,100	1,100	
	和水町				6,000	5,800	1,000	1,000	
	南関町				5,700 ※1	5,500 ※1	※2	※2	※1 4時間以下の場合半額を支給。 ※2 町内600円、町外1,800円。
	長洲町	138,000	128,100				500	500	
菊池郡	大津町	122,000	102,000				2,200	2,200	
	菊陽町	122,000	102,000				2,200	2,200	
阿蘇郡	南小国町	154,000	141,000				1,000	1,000	
	小国町	273,000	268,000				2,000	2,000	
	産山村	145,000	140,000				1,000	1,000	
	高森町	161,000	153,000				1,000 ※	1,000 ※	※阿蘇郡市内全域及び近隣市町村には支給しない。
	南阿蘇村	195,000	189,000				2,000	2,000	
	西原村	151,000	132,000				2,200	2,200	

(1) 教育委員会

(単位：円)

郡・町村名	報酬額						費用弁償 (日当額)		備考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		委員長	委員		
	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員				
上益城郡	御船町					7,300	7,100	1,900 ※	1,900 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町	189,600	172,100					2,000	2,000	
	益城町					7,400	7,100	2,200	2,200	
	甲佐町					6,500 ※1	6,300 ※1	800 ※2	800 ※2	※1 会議または公務のための旅行に要した時間が4時間を超えない場合は半額を支給。 ※2 宿泊を伴う場合のみ1,500円を加算して支給。
	山都町	198,000	173,000					2,200 ※	2,200 ※	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。
八代郡	氷川町					5,300	5,000	900	900	
葦北郡	芦北町			19,200	13,300			500	500	
	津奈木町			10,600	8,400			500	500	
球磨郡	錦町	110,700	93,100					1,000 ※	1,000 ※	※職務従事が4時間以内の場合は半額。
	あさぎり町	204,000	153,000					1,100 ※	1,100 ※	※人吉市及び球磨郡以外は2,200円。
	多良木町	209,000	180,000					1,500 ※	1,500 ※	※九州外 2,000円
	湯前町					5,300	5,100	1,600	1,600	
	水上村	203,000	152,000					1,700	1,700	
	相良村					5,100	4,800	1,200	1,200	
	五木村	204,000	183,000					※	※	※自宅から役場までの距離により支給される。
	山江村					4,600	4,300	1,700	1,700	
球磨村					5,500	4,900	1,000	1,000		
天草郡	苓北町	183,000	168,000					1,000	1,000	

(2) 選挙管理委員会

(単位：円)

郡・町村名	報酬額						費用弁償 (日当額)		備考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		委員長	委員		
	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員				
下益城郡 美里町	54,100	44,600					2,000 ※	2,000 ※	※半日の場合1,000円。	
玉名郡	玉東町					6,000	5,800	1,100	1,100	
	和水町	103,000	94,000					1,000	1,000	
	南関町					5,700 ※1	5,500 ※1	※2	※2	※1 4時間以下の場合半額を支給。 ※2 町内600円、町外1,800円。
	長洲町					4,000	4,000	500	500	
菊池郡	大津町					4,100	4,000	2,200	2,200	
	菊陽町					4,100	4,000	2,200	2,200	
阿蘇郡	南小国町	95,000	81,000					1,000	1,000	
	小国町	112,000	107,000					2,000	2,000	
	産山村	80,000	74,000					1,000	1,000	
	高森町	123,000	115,000					1,000 ※	1,000 ※	※阿蘇郡市内全域及び近隣市町村には支給しない。
	南阿蘇村	110,000	105,000					2,000	2,000	
	西原村	86,000	68,000					2,200	2,200	

(2) 選挙管理委員会

(単位：円)

郡・町村名	報 酬 額						費 用 弁 償 (日 当 額)		備 考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		委員長	委員		
	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員				
上 益 城 郡	御船町					7,300	7,100	1,900 ※	1,900 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町					6,300	6,100	2,000	2,000	
	益城町					7,400	7,100	2,200	2,200	
	甲佐町					6,500 ※1	6,300 ※1	800 ※2	800 ※2	※1 会議または公務のための旅行に要した時間が4時間を超えない場合は半額を支給。 ※2 宿泊を伴う場合のみ1,500円を加算して支給。
	山都町					6,800	6,500	2,200 ※	2,200 ※	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。
八代郡	氷川町					5,300	5,000	900	900	
葦北郡	芦北町					6,500	6,000	500	500	
	津奈木町					6,000	5,500	500	500	
球 磨 郡	錦町					4,500	4,300	1,000 ※	1,000 ※	※職務従事が4時間以内の場合は半額。
	あさぎり町					4,600	4,300	1,100 ※	1,100 ※	※人吉市及び球磨郡以外は2,200円。
	多良木町					4,200	4,000	1,500 ※	1,500 ※	※九州外 2,000円
	湯前町					5,300	5,100	1,600	1,600	
	水上村					5,100	4,800	1,700	1,700	
	相良村					4,800	4,600	1,200	1,200	
	五木村					4,700	4,500	※	※	※自宅から役場までの距離により支給される。
	山江村					4,700	4,500	1,700	1,700	
	球磨村					4,900	4,500	1,000	1,000	
天草郡	苓北町	124,000	115,000					1,000	1,000	

(3) 農業委員会

(単位：円)

郡・町村名	報酬額									費用弁償 (日当額)			備考
	年額としている場合			月額としている場合			日額としている場合			会長	副会長(会長職務代理者)	委員	
	会長	副会長(会長職務代理者)	委員	会長	副会長(会長職務代理者)	委員	会長	副会長(会長職務代理者)	委員				
下益城郡 美里町	224,000	203,000	203,000							2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	※半日の場合1,000円。
玉名郡	玉東町	163,000		148,000						1,100		1,100	
	和水町	156,800		94,000						1,000		1,000	
	南関町	156,800		148,000						※		※	※町内600円、町外1,800円。
	長洲町	152,000		144,000						500		500	
菊池郡	大津町	240,000	230,000	220,000						2,200	2,200	2,200	
	菊陽町	240,000	230,000	220,000						2,200	2,200	2,200	
阿蘇郡	南小国町	202,000	192,000	182,000						1,000	1,000	1,000	
	小国町	245,700	241,200	241,200						2,000	2,000	2,000	
	産山村	145,000		137,000						1,000		1,000	
	高森町	172,000	162,000	155,000						1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	※阿蘇郡市内全域及び近隣市町村には支給しない。
	南阿蘇村	195,000		189,000						2,000		2,000	
	西原村	184,000	145,000	145,000						2,200	2,200	2,200	

(3) 農業委員会

(単位：円)

郡・町村名	報酬額									費用弁償 (日当額)			備考	
	年額としている場合			月額としている場合			日額としている場合			会長	副会長(会長職務代理者)	委員		
	会長	副会長(会長職務代理者)	委員	会長	副会長(会長職務代理者)	委員	会長	副会長(会長職務代理者)	委員					
上益城郡	御船町	167,200	155,900	155,900						1,900 ※	1,900 ※	1,900 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給。	
	嘉島町	169,500	154,100	154,100						2,000	2,000	2,000		
	益城町	249,000	218,000	218,000						2,200	2,200	2,200		
	甲佐町	171,400	156,100	156,100						800 ※	800 ※	800 ※	※宿泊を伴う場合のみ1,500円を加算して支給。	
	山都町	198,000	173,000	173,000						2,200 ※	2,200 ※	2,200 ※	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。	
八代郡	氷川町	241,000	205,800	205,800						900	900	900		
葦北郡	芦北町				23,600	18,800	17,500				500	500	500	
	津奈木町				12,300	9,000	9,000				500	500	500	
球磨郡	錦町	403,700	369,400	363,500						1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	※職務従事が4時間以内の場合は半額。	
	あさぎり町	299,000	275,000	261,000						1,100 ※	1,100 ※	1,100 ※	※人吉市及び球磨郡以外は2,200円。	
	多良木町	416,000	350,000	344,000						1,500 ※	1,500 ※	1,500 ※	※九州外 2,000円	
	湯前町	302,000	290,000	281,000						1,600	1,600	1,600		
	水上村	270,000	237,000	226,000						1,700	1,700	1,700		
	相良村	274,000	253,000	242,000						1,200	1,200	1,200		
	五木村	272,000	236,000	217,000						※	※	※	※自宅から役場までの距離により支給される。	
	山江村	275,000	247,000	225,000						1,700	1,700	1,700		
球磨村	304,000	251,000	228,000						1,000	1,000	1,000			
天草郡	苓北町	183,000		168,000						1,000		1,000		

(4) 監査委員

(単位：円)

郡・町村名		報 酬 額						費 用 弁 償 (日 当 額)		備 考
		年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		識 見	議 選	
		識 見	議 選	識 見	議 選	識 見	議 選			
下 益 城 郡	美里町	175,000	127,000					2,100 ※	2,100 ※	※半日の場合1,050円。旅行費用弁償は、1日につき2,400円、半日につき1,200円。
玉 名 郡	玉東町					7,500 ※	6,900 ※	1,100	1,100	※4時間以下の場合、半額を支給。
	和水町					7,500	6,900	1,000	1,000	
	南関町					7,500 ※1	6,900 ※1	※2	※2	※1 4時間以下の場合半額を支給。 ※2 町内600円、町外1,800円。
	長洲町					7,000	6,500	500	500	
菊 池 郡	大津町					7,100	7,100	2,200	2,200	
	菊陽町					7,100	7,100	2,200	2,200	
阿 蘇 郡	南小国町					6,000	5,200	1,000	1,000	
	小国町	300,000	230,000					2,000	2,000	
	産山村	153,000	123,000					1,000	1,000	
	高森町		213,000			6,400		1,000 ※	1,000 ※	※阿蘇郡市内全域及び近隣市町村には支給しない。
	南阿蘇村	185,000	140,000					2,000	2,000	
	西原村	223,000	160,000					2,200	2,200	

(4) 監査委員

(単位：円)

郡・町村名	報酬額						費用弁償 (日当額)		備考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		識見	議選		
	識見	議選	識見	議選	識見	議選				
上益城郡	御船町					7,300	7,100	1,900 ※	1,900 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町					6,600	6,600	2,200	2,200	
	益城町					7,400	7,100	2,200	2,200	
	甲佐町					7,000 ※1	6,900 ※1	800 ※2	800 ※2	※1 会議または公務のための旅行に要した時間が4時間を超えない場合は半額を支給。 ※2 宿泊を伴う場合のみ1,500円を加算して支給。
	山都町					7,000	6,900	2,200 ※	2,200 ※	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。
八代郡	氷川町					5,600	5,300	950	950	
葦北郡	芦北町					7,900	6,100	500	500	
	津奈木町					8,800	6,000	500	500	
球磨郡	錦町					6,800	5,800	1,000 ※	1,000 ※	※職務従事が4時間以内の場合は半額。
	あさぎり町					6,800	5,800	1,100 ※	1,100 ※	※人吉市及び球磨郡以外は2,200円。
	多良木町					7,000	6,000	1,500 ※	1,500 ※	※九州外 2,000円
	湯前町					12,000	5,300	1,600	1,600	
	水上村					12,000	5,800	1,700	1,700	
	相良村					7,000	5,400	1,200	1,200	
	五木村					7,000	6,000		※	※自宅から役場までの距離により支給される。
	山江村					6,600	5,700	1,700	1,700	
球磨村					6,700	5,700	1,000	1,000		
天草郡	苓北町					8,400 ※1	7,400 ※2	1,000	1,000	※1 識見半日報酬は4,500円。 ※2 議選半日報酬は4,000円。

(5) 民生委員

(単位：円)

郡・町村名		町 村 か ら の 活 動 助 成 費 等			費 用 弁 償 (日 当 額)	備 考
		年額としている場合	月額としている場合	日額としている場合		
下 益 城 郡	美里町	10,000			2,000 ※	※半日の場合1,000円。
玉 名 郡	玉東町				1,100	
	和水町		5,600 ※			※委員活動費：33名×5,600円×12ヶ月、その他活動費として年間141,000円
	南関町					社会福祉協議会へ業務委託料として1,826,400円支給。
	長洲町					民生・児童委員協議会へ補助金として1,800,000円支給。
菊 池 郡	大津町				2,200	民生委員児童委員協議会へ補助金として5,118,000円支給。
	菊陽町					民生児童委員協議会へ補助金として4,062,000円支給。
阿 蘇 郡	南小国町					
	小国町	49,000			2,000	
	産山村					民生委員協議会へ430,000円助成。
	高森町				1,000 ※	民生児童委員協議会へ補助金として3,302,000円支給。 ※阿蘇郡市内全域及び近隣市町村には支給しない。
	南阿蘇村	71,000			2,000	
	西原村	68,000			2,200	

(5) 民生委員

(単位：円)

郡・町村名	町 村 か ら の 活 動 助 成 費 等			費 用 弁 償 (日 当 額)	備 考
	年額としている場合	月額としている場合	日額としている場合		
上 益 城 郡	御船町				民生委員協議会へ年間4,769,000円助成。
	嘉島町				民生委員児童委員協議会へ活動助成金として年額1,895,000円支給。
	益城町				民生委員協議会へ補助金として年額4,141,000円支給。
	甲佐町				民生児童委員協議会へ補助金として3,230,000円支給。
	山都町				民生委員協議会へ運営助成として9,000,000円支給。 ※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。
八代郡	氷川町				民生委員協議会へ補助金として2,350,000円支給。
葦北郡	芦北町				民生委員児童委員協議会へ補助金として7,774,600円支給。
	津奈木町	36,300			民生委員児童委員協議会へ補助金として1,709,000円支給。
球 磨 郡	錦町				民生委員協議会へ補助金として1,146,000円支給。
	あさぎり町				民生委員児童委員協議会へ補助金として3,815,000円を支給。
	多良木町				民生委員児童委員協議会へ補助金として1,848,000円支給。
	湯前町				民生委員協議会へ活動助成費として年額1,900,000円支給。
	水上村	55,000 ※			※報償費として支出。
	相良村				社会福祉協議会へ補助金として1,700,000円支給。
	五木村				※民生委員協議会へ助成金として1,000,000円支給。 ※自宅から役場までの距離により支給される。
	山江村				民生委員協議会へ補助金として1,590,000円支給。
球磨村		6,750		民生委員協議会へ助成金として1,720,000円支給。助成金の中から活動費を支出。	
天草郡	苓北町				民生児童委員協議会へ町から1,000,000円、社協から1,000,000円支給。

(6) 消防団

(単位：円)

郡・町村名		報 酬 額							出 動 手 当 等							備 考	
		年 額							1 回 に つ き								
		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員		
下益城郡	美里町	133,000	78,000	51,000	35,000	33,000	33,000	※1	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※1 班運営費として団員1人につき年間15,000円。※2 会議出席費用弁償1日につき2,000円、半日の場合1,000円。	
玉名郡	玉東町	133,100	98,400	72,800	32,200			19,400	1,000	1,000	1,000	1,000			1,000		
	和水町	145,700	103,200	85,900	65,200	42,000	18,500	14,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		
	南関町	182,000	115,000	96,000	74,500	47,600	29,900	22,600									
	長洲町	146,300	99,300	72,100	44,900	34,500	24,000	20,900	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	※年末警戒1回につき1,400円、役員会1回につき500円。	
菊池郡	大津町	130,000	91,000	69,000	44,000	39,000	32,000	20,000	2,600	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200		
	菊陽町	130,000	91,000	69,100	44,000	39,000	32,000	20,000	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200		
阿蘇郡	南小国町	122,000	84,000	66,000	43,000	40,000	34,000	31,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000		
	小国町	110,000	72,000	60,000	48,000	40,000	35,000	30,000	※	※	※	※	※	※	※	※団員1人あたり年間3,000円。	
	産山村	110,000	75,000	57,000	38,000	34,000	31,000	25,000	※	※	※	※	※	※	※	※団員1人あたり年間3,000円。	
	高森町	128,000	89,000	68,000		40,000	33,000	27,000	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※			2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	町独自階級 本部員74,000円 ※式典等への出場の場合は1,000円。
	南阿蘇村	155,000	113,000	84,000	56,000	49,000	40,000	28,000	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	※出動手当は、水害火災の場合の金額。警戒、訓練、会議等の場合の手当は各1,000円。
	西原村	110,000	76,000	61,000	39,000	35,000	32,000	28,000	※	※	※	※	※	※	※	※	※水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合における費用弁償は合算して年額8,000円を支給する。
上益城郡	御船町	115,700	82,700	60,500	39,300			30,900	16,800								
	嘉島町	120,300	78,200	60,200		36,100	24,100	15,000	1,000	1,000	1,000			1,000	1,000	1,000	
	益城町	122,000	87,000	64,000	44,000			32,000	20,500								
	甲佐町	103,100	75,700	56,200	39,100	29,200	20,100	15,000	※	※	※	※	※	※	※	※	※出動手当等については、団員のみ、年額2,000円。会議出席の場合の費用弁償は800円。日当は、宿泊を伴う場合のみ1日につき1,500円を加算して支給。
	山都町	100,000	80,000	60,000	36,000	30,000	21,000	18,800	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	2,000 ※	※講習会及び消防大会の場合は1回につき1,500円。分団長以上の職にある者が、会議その他の用務により公務に付いた場合は条例に定める費用弁償を支給する。

(6) 消防団

(単位：円)

郡・町村名	報 酬 額								出 動 手 当 等							備 考
	年 額								1 回 に つ き							
	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員		
八代郡	氷川町	140,300	98,400	70,200	49,000		22,800	18,700	*	*	*	*	*	*	*	※訓練、会議等の職務に従事した場合は費用弁償900円を支給する。
葦北郡	芦北町	128,300	73,700	48,400	36,800	26,400	21,100	15,800	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	津奈木町	108,400	73,700	48,400	36,800		21,100	15,800	500	500	500	500		500	500	
球磨郡	錦町	114,000	94,000	62,000		43,000	35,000	30,000	1,600*	1,600*	1,600*		1,600*	1,600*	1,600*	※出務手当1,000円。(4時間以内は半額)
	あさぎり町	113,000	94,000	62,000	50,800	44,000	36,000	31,200	*	*	*	*	*	*	*	※1回につき1,700円以内。
	多良木町	113,000	94,000	62,000		44,000	35,000	30,000	1,500	1,500	1,500		1,500	1,500	1,500	
	湯前町	111,000	82,000	61,000	57,000	42,000	38,000	31,000*	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	※自動車ポンプ班員は35,000円、その他のポンプ班員は34,000円。
	水上村	109,000	80,000	66,000	45,000	39,000	31,000	29,000	1,600*	1,600*	1,600*	1,600*	1,600*	1,600*	1,600*	※災害待機・捜索の場合は3,000円。
	相良村	116,000	85,000	62,000	41,000	41,000	32,000	30,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	五木村	130,000	100,000	80,000	45,000		37,000	32,000	1,800*	1,800*	1,800*	1,800		1,800	1,800	※分団長会議開催時の費用弁償は、別途自宅からの距離により支給される。
	山江村	116,000	86,000	63,000	42,000	34,000	33,000	31,000	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	
球磨村	115,000	83,000	51,000	38,000	33,000	31,000	29,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000		
天草郡	葦北町	118,000	95,000	70,000	56,000	47,000	39,000	31,000	*	*	*	*	*	*	*	※訓練手当は1回につき2,100円、役員会議には、費用弁償として1,000円支給。 火災等の災害出動手当は、役員1,000円、班12,000円(3時間以内) 出動時間によって変動。最高で、役員3,000円、班36,000円(6時間以上)。

(7) 嘱託員 (区長)

(単位：円)

郡・町村名	報酬額						費用弁償 (日当額)	備 考
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合			
	均等(平等)割	世帯(戸数)割(1戸あたり)	均等(平等)割	世帯(戸数)割(1戸あたり)	均等(平等)割	世帯(戸数)割(1戸あたり)		
下益城郡 美里町	120,000 ※1	3,900 ※1					2,000 ※2	※1 嘱託補：均等割40,000円 戸数割3,900円 ※2 半日の場合1,000円。
玉名郡	玉東町	118,000	3,300				1,100	
	和水町	55,000	4,200				1,000	
	南関町		4,800				600	
	長洲町	89,200	2,800				500	
菊池郡	大津町	※	1,300				2,200	※「均等割額」 世帯数 50未満 170,000円 世帯数 50～99 185,000円 世帯数100～199 210,000円 世帯数200～299 225,000円 世帯数300以上 249,000円
	菊陽町			19,750	100		2,200	
阿蘇郡	南小国町	55,000						
	小国町	120,000 ※	1,175 ※				2,000	※別途、地区割平均36,000円支給。区長ではなく行政部長であり、納税組合長としての位置付け。
	産山村	145,000	1,000				1,000	
	高森町			30,000	※1		1,000 ※2	※1 世帯割単価は、160円、190円、220円。 ※2 阿蘇郡市内全域及び近隣市町村には支給しない。
	南阿蘇村			25,000	330		2,000	
	西原村	16,000 ※	3,800 ※				2,200	※嘱託区長は、区長報酬に年額52,000円を加算。
上益城郡	御船町	※	2,200				1,900	※平等割 100戸以下 125,000円、101戸～200戸 132,300円、201戸以上139,700円
	嘉島町	206,000	1,730				2,000	
	益城町	190,000	1,500				2,200	
	甲佐町	142,900	2,700				800 ※	※宿泊を伴う場合のみ1,500円を加算して支給。
	山都町	30,000	4,000				2,200 ※	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。

(7) 嘱託員 (区長)

(単位：円)

郡・町村名		報酬額						費用弁償 (日当額)	備 考
		年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合			
		均等(平等)割	世帯(戸数)割(1戸あたり)	均等(平等)割	世帯(戸数)割(1戸あたり)	均等(平等)割	世帯(戸数)割(1戸あたり)		
八代郡	氷川町	174,600	4,100					900	
葦北郡	芦北町			16,300 ※	171 ※			500	※平均割(50%)：一律16,300円 世帯割(45%)：H23.4.1現在の世帯数により算定 遠近割(5%)：役場本庁又は基幹支所、出張所からの距離により算定
	津奈木町	148,300 ※	1,800 ※					500	※距離割 1,800円
球磨郡	錦町	227,370	855					1,000 ※	※職務従事が4時間以内の場合は半額。
	あさぎり町			※1	※1			1,100 ※2	※1 平等割 均等割(一戸) 50戸以下 280,000円 1800円 51戸～75戸 340,000円 1500円 76戸～100戸 390,000円 1200円 101戸～150戸 450,000円 900円 151戸～200戸 500,000円 600円 201戸以上 560,000円 300円 ※2 人吉市及び球磨郡以外は2,200円。
	多良木町	273,700 ※1	1,530 ※1					1,500 ※2	※1 例年全体の予算の7割を平等割、3割を世帯割として区長に配分している。(年額平均391,000円) ※2 九州外 2,000円
	湯前町	294,000	1,140					1,600	
	水上村	273,000		※				1,600	※甲地区2,500円、乙地区2,300円。
	相良村			※	※			1,200	※区長は年額219,000円、班長は年額77,000円が基準となっており、世帯割、均等割それぞれ半額率による計算。
	五木村	200,000			※1			※2	※1 1,500円が18地区、2,500円が4地区 ※2 自宅から役場までの距離により支給される。
	山江村	203,000	1,000					1,700	
	球磨村			※				1,000	※50戸以下 150,000円 100戸以下175,000円 150戸以下 200,000円 151戸以上 225,000円
天草郡	苓北町			※	※			1,000	※報酬については、例年全体の予算の7割を均等割、3割を戸数割として、区長に配分している。特別地域手当として、1区につき6,200円を遠隔地等13区に支給。(平均 年額287,000円)

(8) 学校医 (小学校)

(単位：円)

郡・町村名	報 酬 額						費 用 弁 償 (日 当 額)		備 考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		医 師	歯 科 医		
	医 師	歯 科 医	医 師	歯 科 医	医 師	歯 科 医				
下益城郡	美里町	※1	※1					2,000 ※2	2,000 ※2	※1 医師：基本給249,000円+90円×児童生徒数 歯科医師：基本給249,000円+70円×児童生徒数 ※2 半日の場合1,000円。
玉名郡	玉東町	163,000	163,000					10,000	10,000	
	和水町	163,000	149,000					10,000	10,000	
	南関町	163,000	149,000					10,000	10,000	
	長洲町	167,600	167,600					10,000	10,000	
菊池郡	大津町	182,000	182,000					10,000	10,000	
	菊陽町	182,000	182,000					10,000	10,000	
阿蘇郡	南小国町	222,000 ※	222,000 ※					1,000	1,000	※1校あたり。小学校3校、中学校1校の4校を検診しており、医師は2名で2校ずつ検診、歯科医は1名で4校を検診している。
	小国町	200,000	200,000					10,000	10,000	
	産山村	131,000	117,000					1,000	1,000	
	高森町	※1	※1					1,000 ※2	1,000 ※2	※1 小学校、中学校各812,000円を児童、生徒数で除して、さらに医師等数で除した金額を支給する。 ※2 阿蘇郡市内全域及び近隣市町村には支給しない。
	南阿蘇村	176,000	176,000							
	西原村	219,000	219,000					10,000	10,000	

(8) 学校医 (小学校)

(単位：円)

郡・町村名	報 酬 額						費 用 弁 償 (日 当 額)		備 考		
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		医 師	歯 科 医			
	医 師	歯 科 医	医 師	歯 科 医	医 師	歯 科 医					
上 益 城 郡	御船町	217,500	217,500					10,000 ※	10,000 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給。	
	嘉島町	204,300 ※	204,300 ※					10,000	10,000	※1校につき	
	益城町	222,000	222,000					10,000	10,000		
	甲佐町	212,900 ※	212,900 ※					10,100	10,100	※1校につき	
	山都町	163,000	163,000					11,000	11,000		
八代郡	氷川町	173,500	173,500					2,800	2,800		
葦北郡	芦北町	150,000	120,000					13,700	13,700		
	津奈木町	150,000	120,000					14,200	14,200		
球 磨 郡	錦町	246,000	219,000					6,000	6,000		
	あさぎり町	246,000	219,000					6,000	6,000		
	多良木町	246,000	219,000					6,000	6,000		
	湯前町	246,000	219,000					6,000	6,000		
	水上村	246,000 ※	219,000 ※					6,000	6,000	※報償費として支出。	
	相良村						※	※	1,200	1,200	※村長が定める額
	五木村	223,000 ※								※内科・歯科については、村診療所 (人吉総合病院指定管理)で対応。他 科目医療については、近隣市町村の医 師。	
	山江村	237,000	219,000								
	球磨村	246,000	219,000					10,000	10,000		
天草郡	苓北町	172,000	172,000					1,000	1,000		

(8) 学校医 (中学校)

(単位：円)

郡・町村名	報 酬 額						費 用 弁 償 (日 当 額)		備 考	
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		医 師	歯 科 医		
	医 師	歯 科 医	医 師	歯 科 医	医 師	歯 科 医				
下益城郡	美里町	※1	※1					2,000 ※2	2,000 ※2	※1 医師：基本給249,000円+90円×児童生徒数 歯科医師：基本給249,000円+70円×児童生徒数 ※2 半日の場合1,000円。
玉名郡	玉東町	163,000	163,000					10,000	10,000	
	和水町	163,000	149,000					10,000	10,000	
	南関町	163,000	149,000					10,000	10,000	
	長洲町	167,600	167,600					10,000	10,000	
菊池郡	大津町	182,000	182,000					10,000	10,000	
	菊陽町	182,000	182,000					10,000	10,000	
阿蘇郡	南小国町	222,000 ※	222,000 ※					1,000	1,000	※1校あたり。小学校3校、中学校1校の4校を検診しており、医師は2名で2校ずつ検診、歯科医は1名で4校を検診している。
	小国町	200,000	200,000					10,000	10,000	
	産山村	131,000	117,000					1,000	1,000	
	高森町	※1	※1					1,000 ※2	1,000 ※2	※1 小学校、中学校各812,000円を児童、生徒数で除して、さらに医師等数で除した金額を支給する。 ※2 阿蘇郡市内全域及び近隣市町村には支給しない。
	南阿蘇村	176,000	176,000							
	西原村	219,000	219,000					10,000	10,000	

(8) 学校医 (中学校)

(単位：円)

郡・町村名	報 酬 額						費 用 弁 償 (日 当 額)		備 考		
	年額としている場合		月額としている場合		日額としている場合		医 師	歯 科 医			
	医 師	歯 科 医	医 師	歯 科 医	医 師	歯 科 医					
上 益 城 郡	御船町	217,500	217,500					10,000 ※	10,000 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給。	
	嘉島町	204,300 ※	204,300 ※					10,000	10,000	※1校につき	
	益城町	222,000	222,000					10,000	10,000		
	甲佐町	212,900 ※	212,900 ※					10,100	10,100	※1校につき	
	山都町	163,000	163,000					11,000	11,000		
八代郡	氷川町	173,500	173,500					2,800	2,800		
葦北郡	芦北町	150,000	120,000					13,700	13,700		
	津奈木町	150,000	120,000					14,200	14,200		
球 磨 郡	錦町	219,000	219,000								
	あさぎり町	219,000	219,000					6,000	6,000		
	多良木町	219,000	219,000					6,000	6,000		
	湯前町	219,000	219,000					6,000	6,000		
	水上村	219,000 ※	219,000 ※					6,000	6,000	※報償費として支出。	
	相良村						※	※	1,200	1,200	※村長が定める額
	五木村	223,000 ※								※内科・歯科については、村診療所 (人吉総合病院指定管理)で対応。他 科目医療については、近隣市町村の医 師。	
	山江村	219,000	219,000								
	球磨村	219,000	219,000					10,000	10,000		
天草郡	苓北町	172,000	172,000					1,000	1,000		

(9) 特別職報酬等審議会

(単位：円)

郡・町村名	報 酬 額		費 用 弁 償 (日 当 額)		備 考	
	日 額		会 長 委 員			
	会 長	委 員	会 長	委 員		
下 益 城 郡	美里町					
玉 名 郡	玉東町					
	和水町	5,800	5,600	1,000	1,000	
	南関町	5,600 ※1	5,400 ※1	※2	※2	※1 4時間以下の場合、半額を支給。 ※2 町内600円、町外1,800円。
	長洲町	4,000	4,000	500	500	
菊 池 郡	大津町	3,800	3,700	2,200	2,200	
	菊陽町	3,800	3,700	2,200	2,200	
阿 蘇 郡	南小国町			1,000	1,000	
	小国町	3,000	3,000	2,000	2,000	
	産山村			4,000	4,000	
	高森町					条例、規則に定めがなく、その時の情勢による金額。
	南阿蘇村	5,000	5,000	2,000	2,000	
	西原村	6,500	6,500	2,200	2,200	

(9) 特別職報酬等審議会

(単位：円)

郡・町村名	報 酬 額		費 用 弁 償 (日 当 額)		備 考	
	日 額		会 長 委 員			
	会 長	委 員	会 長	委 員		
上 益 城 郡	御 船 町	4,000	4,000	1,900 ※	1,900 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉 島 町	6,300	6,100	2,000	2,000	
	益 城 町	6,200	6,200	2,200	2,200	
	甲 佐 町	6,300 ※1	6,300 ※1	800 ※2	800 ※2	※1 会議または公務のための旅行に要した時間が4時間を超えない場合は半額を支給。 ※2 宿泊を伴う場合のみ1,500円を加算して支給。
	山 都 町	6,000	6,000	2,200 ※	2,200 ※	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。
大 代 郡	氷 川 町	5,000	5,000	900	900	
葦 北 郡	芦 北 町	4,900	4,900	500	500	
	津 奈 木 町	5,500	5,500	500	500	
球 磨 郡	錦 町	5,200 ※	5,000 ※	1,000 ※	1,000 ※	※職務従事が4時間以内の場合は半額。
	あ さ ぎ り 町	4,600	4,300	1,100 ※	1,100 ※	※人吉市及び球磨郡以外は2,200円。
	多 良 木 町	4,200	4,000	1,500 ※	1,500 ※	※九州外 2,000円
	湯 前 町	4,600	4,400	1,600	1,600	
	水 上 村	4,400	4,100	1,600	1,600	
	相 良 村	4,800	4,600	1,200	1,200	
	五 木 村	4,700	4,500			※自宅から役場までの距離により支給される。
	山 江 村	4,300	4,100	1,700	1,700	
	球 磨 村	4,300 ※	4,100 ※	1,000	1,000	※活動費として
天 草 郡	苓 北 町	5,700 ※	5,700 ※	1,000	1,000	※半日報酬は3,000円。

(10) 体育指導委員

(単位：円)

郡・町村名		報酬額			費用弁償 (日当額)	備考
		年額の場合	月額の場合	日額の場合		
下 益 城 郡	美里町	32,300			2,000 ※	※半日の場合1,000円。
玉 名 郡	玉東町	41,000			1,100	
	和水町	40,500			1,000	
	南関町	54,000				
	長洲町	58,500			500	
菊 池 郡	大津町	35,100			2,200	
	菊陽町	35,100			2,200	
阿 蘇 郡	南小国町	27,000			1,000	
	小国町			3,000	2,000	
	産山村				4,000	
	高森町	22,000			1,000 ※	※阿蘇郡市内全域及び近隣市町村には支給しない。
	南阿蘇村	30,000			2,000	
	西原村	32,000			2,200	

(10) 体育指導委員

(単位：円)

郡・町村名	報酬額			費用弁償 (日当額)	備考
	年額の場合	月額の場合	日額の場合		
上益城郡	御船町	33,400			1,900 ※ ※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町	30,300			2,000
	益城町	38,800			2,200
	甲佐町	37,300			800 ※ ※宿泊を伴う場合のみ1,500円を加算して支給。
	山都町	40,000			2,200 ※ ※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。
八代郡	氷川町	44,600			900
葦北郡	芦北町			4,900	500
	津奈木町			4,800	500
球磨郡	錦町	48,500			1,000 ※ ※職務従事が4時間以内の場合は半額。
	あさぎり町	31,400			1,100 ※ ※人吉市及び球磨郡以外は2,200円。
	多良木町	48,500			1,500 ※ ※九州外 2,000円
	湯前町			4,400 ※	1,600 ※会長 4,600円
	水上村	30,000			1,600
	相良村			4,600	1,200
	五木村	50,000			※ ※自宅から役場までの距離により支給される。
	山江村			4,100	1,700
	球磨村	50,000			1,000
天草郡	苓北町	35,000			1,000 ※ ※会議出席並びに調査(実働)のため旅費。

(11) 交通指導員

(単位：円)

郡・町村名		報酬額			費用弁償 (日当額)	備考
		年額の場合	月額の場合	日額の場合		
下 益 城 郡	美里町	55,100			2,000 ※	※半日の場合1,000円。
玉 名 郡	玉東町	50,000			1,100	
	和水町	40,500			1,000	
	南関町	30,000 ※				※謝礼で支払うが、税上では加算する。
	長洲町					
菊 池 郡	大津町	38,700			2,200	
	菊陽町	38,700			2,200	
阿 蘇 郡	南小国町	35,000			1,000	
	小国町	30,000			2,000	
	産山村	55,000			4,000	
	高森町				1,000 ※	※阿蘇郡市内全域及び近隣市町村には支給しない。
	南阿蘇村					
	西原村	52,000			2,200	

(11) 交通指導員

(単位：円)

郡・町村名	報酬額			費用弁償 (日当額)	備考	
	年額の場合	月額の場合	日額の場合			
上益城郡	御船町	83,700			1,900 ※ ※宿泊を伴う場合のみ支給。	
	嘉島町	81,900			2,000	
	益城町		13,100		2,200	
	甲佐町		10,200		800 ※ ※宿泊を伴う場合のみ1,500円を加算して支給。	
	山都町	40,000			2,200 ※ ※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。	
八代郡	氷川町	76,000			900	
葦北郡	芦北町	51,900			500	
	津奈木町	51,900			500	
球磨郡	錦町			3,000	1,000 ※ ※職務従事が4時間以内の場合は半額。	
	あさぎり町	30,300			1,100 ※ ※人吉市及び球磨郡以外は2,200円。	
	多良木町	34,000			1,500 ※ ※九州外 2,000円	
	湯前町			4,400 ※	1,600 ※会長 4,600円	
	水上村	74,000			1,600	
	相良村					交通安全協会村支部へ補助金として700,000円支給。
	五木村	49,000				※ ※自宅から役場までの距離により支給される。
	山江村	48,000			1,700	
	球磨村	160,000 ※			40,000 ※ ※年間活動費及び費用弁償として支給。	
天草郡	苓北町	37,000			1,000	